

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 道路の新改築による交通安全対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するための抜本的対策として、次の方針により道路の新改築事業を強力に推進する。

(ア) 自動車交通と歩行者・自転車交通等との分離を図り、安全で円滑な交通を確保するため、高速自動車国道等の自動車専用道路の整備を積極的に推進する。

(イ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路の整備を推進する。

(ウ) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等の設置を伴う既存道路の拡幅、既存の道路に歩道等の設置が困難な場合における小規模バイパスの建設などの道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。また、交通の安全を確保し、あわせて国民の心身の健全な発達に資するため、大規模自転車道の整備を推進する。

(エ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の

解消を図るため、交差点の立体交差化等を推進する。

- (オ) 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備を図ることとし、道路標識、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護さく、立体横断施設等の整備を図る。
- (カ) 歩行者及び自転車利用者の利用の多い商店街等においては、歩行者等の安全で快適な通行空間を確保するため、幅の広い歩道、コミュニティ道路、車両の通行を禁止又は制限したショッピング・モール等の整備を推進する。
- (キ) 幹線道路で囲まれた居住地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備、区画道路におけるコミュニティ道路やクルドサック（袋小路）の設置、交差点ハンプ（注意喚起等のための交差点の隆起等）その他の交通安全施設の整備等を総合的に実施する。
- (ク) 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペデストリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を推進する。
- (ケ) 道路交通上及び都市防災上、種々の問題を抱えている歴史的地区において、幹線道路の整備に併せ、歴史的みちすじの

保全整備、地区内生活道路の整備、歩道の設置及び拡幅、歩行者専用道路の整備等を体系的に推進する。

(コ) 鉄道駅周辺等で自転車等の大量放置の見られる箇所について、道路事業等による自転車駐車場（原動機付自転車の駐車も含む。）の整備を推進する。

(サ) 山間部等の道路の交通危険箇所には、落石、なだれ等による事故を防ぐため、落石防止さく等の施設を整備する。

(シ) 積雪寒冷地帯の都市等において、冬期の都市機能確保、自動車交通の円滑化、交通事故の防止、歩行者の安全と生活環境の改善を図るため、積雪堆雪に配慮した堆雪スペースの確保、流雪溝、消雪パイプ等の整備を推進する。

イ 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため平成3年度を初年度とする交通安全施設等整備事業五箇年計画を作成し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

(ア) 道路交通に関する情報の収集、分析及び伝達、信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため、既存の交通管制センターの改良・高度化を推進するとともに、交通管制サブセンター

の設置、交通管制センターのエリアの拡大等交通管制システムの機能の充実・高度化を図る。

- (イ) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置する。既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるよう、地域制御化、系統化、速度感應化、多現示化、右折感應化等の高度化を推進する。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感應化・閑散時押ボタン化を推進する。また、必要のある場所には、バス感應化等を行う。
- (ウ) 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩道等の必要な道路延長のうち歩行者等の事故のある危険性の高い区間等、おおむね2万5千キロメートル程度について、改築事業等による整備と併せて歩道、自転車道等の整備を引き続き重点的に推進し、平成7年度までに、歩道等の整備済み道路延長をおおむね13万5千キロメートルに引き上げることを目指す。その際、快適な通行空間を十分確保した幅の広い歩道等の整備に努めるとともに、既存の道路に歩道等の設置が困難な場合等においては、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路等の整備を推進する。
- また、歩行者等の安全な通行を確保するための交通規制を

効果的に組み合わせ、道路標識及び道路標示を整備する。

さらに、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備及び横断歩道等の拡充を図るとともに、通学路を中心とした立体横断施設の整備を図るなど利用者の安全と利便について配慮する。また、自転車の駐車需要が多く、路上への放置自転車が交通の安全を阻害している箇所を中心に自転車駐車場の整備を促進する。

(エ) 住宅地域等においては、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善に資する人と車の調和のとれた安全で快適な道づくりを目指すロードピア構想を進めるため、コミュニティ道路の整備、歩道の拡幅、交差点ハンプ等の整備、一方通行規制等の交通安全対策を面的に実施する住区総合交通安全モデル事業を引き続き推進する。

(オ) 自動車交通の安全と円滑を確保するため、交差点の改良を重点的に推進するほか、道路の構造等に応じて、中央線変移システム・中央帯の設置、視距の改良、バス路線等における停車帯の設置、二車線道路の長い追越し危険区間等における登坂車線・付加車線の整備等を推進する。

また、過労運転に伴う事故の防止のため、都市間の一般道路において、簡易パーキングエリアの整備を進める。

さらに、多数の路上駐車のため安全で円滑な道路交通が阻

害されている都市内の道路において、交通安全施設としての駐車場、路上駐車施設、駐車場案内・誘導システム、違法駐車抑止システムの整備を図るなど総合的な駐車対策を推進する。

(カ) 道路の構造、交通の状況等により、交通の安全を確保するために、必要に応じ、防護さく、道路標識、道路標示、区画線等の交通安全施設等を整備する。

特に、夜間死亡事故の多発傾向にかんがみ、道路照明・視線誘導標の設置、幹線道路の単路における速度超過による事故を防止するための高速走行抑止システムの整備等の夜間事故対策を推進する。

(キ) 分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、もって安全で円滑な交通の確保を図るため、利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備、道路、交通等に関する情報（都市間のルート選択に資する情報を含む。）を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置、交通情報板、路側通信設備等の整備、時間別、車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性の優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備；自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認するためのキロポスト（地点標）の整備等を推進する。なお、案内標識については、特に、主要な幹線道路の交差点及び交差

点付近における大型案内標識の整備を重点的に進めるこ
とし、外国人にも分かりやすいローマ字併用表示・シンボル
表示を積極的に取り入れ、国際化の進展への対応に努める。

- (ク) 交通安全施設等の整備に当たっては、児童・幼児の通行の
安全を確保するために、特に、通学通園路について十分配慮す
るとともに、高齢者及び身体障害者等の活動機会の増大にも
対応して、幅の広い使いやすい歩道等の整備、歩道段差の適
切な切下げ、視覚障害者の利用が多い箇所における視覚障害
者用信号機、弱者感應化信号機、視覚障害者誘導用ブロック
等の整備、身体障害者等の利用が多い箇所等地域の状況に応
じた斜路式立体横断施設等の整備を行う。
- (ケ) 長大トンネル等における事故の防止を図るため、最高速度
の指定、進路変更禁止、追越し禁止等の交通規制に伴う道路
標識及び道路標示を整備するとともに、道路標識の可変化・
高輝度化を図る。また、事故に伴う被害の拡大を防止し交通
の混乱防止を図るため、必要のある箇所に信号機、交通情報
板、路側通信設備、道路情報提供装置等を設置する。
- (コ) 交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び
的確な事故調査が行えるようキロポストの整備を進めるとと
もに、交通安全施設等の整備を効果的に推進するため、交通
事故多発箇所における調査、分析及び対策を体系的に推進す

る。

ウ 高速自動車国道等における交通安全施設等の整備

高速自動車国道等においては、総合的な交通安全対策を実施する観点から、交通事故の発生状況、交通量等の交通実態、道路構造及び気象条件等を総合的に把握、検討して、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。

(ア) 夜間や降雨時等の走行条件の厳しい場合に事故が多発していることを踏まえ、走行環境の改善を図り、もって安全で円滑な自動車交通を確保するため、道路照明、自発光視線誘導標、可変速度規制標識等の道路標識等の設置、変速車線の整備、路面の排水対策等を推進する。

(イ) 中央分離帯の突破による重大事故の防止のため、中央分離帯強化型防護さくの設置を進める。

(ウ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で円滑な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、サービスエリアやパーキングエリアの整備、道路交通情報の収集・提供施設の整備などを推進する。

(エ) 長大トンネル内及びその周辺における事故を防止するとともに事故が発生した場合の被害の拡大の防止を図るため、必

要に応じ、可変情報板、通報・警報設備、消火設備、避難誘導設備及びこれらを補完する設備、信号機の整備を推進する。

(2) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じた効果的な交通規制を行う。

ア 地域の特性に応じた交通規制

主として通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を、地域交通の用に供される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等の組合せ規制を、また、歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置等の交通規制を強化する。

特に、スクールゾーン、住宅地域、商店街等については、歩行者及び自転車利用者の安全の確保に重点を置いた生活ゾーン対策としての交通規制を実施する。

イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市総合交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。ま

た、路線バス、路面電車等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。

ウ 幹線道路における交通規制

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

エ 高速道路における交通規制

新規供用の高速道路については、道路構造、安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速道路については、交通流の変動、道路構造の改良状況、安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に、非分離二車線区間ににおいては、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。

また、交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速、的確に実施し、二次障害の防止を図る。

オ 事故多発地域における重点的交通規制

交通事故の多発するおそれが高い地域、路線等においては、

最高速度の指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の効果的な交通規制を重点的に実施する。

カ 二輪車の安全確保のための交通規制

道路の構造、交通の状況等に応じて、二輪車と二輪車以外の自動車の通行部分の分離を図るための交通規制を推進する。特に、原動機付自転車については、二段階右折の適切な推進を図る。

(3) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア 秩序ある駐車の推進

(ア) 都市部における無秩序な路上駐車を抑制し、安全で円滑な道路交通を確保するため、都市機能、道路及び交通の状況等に対応した都市交通全体の駐車管理構想を策定し、駐（停）車禁止規制の適切な推進を図る。その一環として、短時間駐車の需要、路外駐車場の整備状況等を勘案しながら、週末等における駐（停）車禁止規制の解除、パーキングメーター等の設置を推進する。

(イ) 違法な駐停車が交通渋滞等交通に著しい迷惑を及ぼす交差点においては、違法駐車抑止システム等の整備を促進し、駐

車等をしようとしている自動車運転者に対して音声で警告を与えることにより、違法駐車を抑止して交通の安全と円滑化を図る。

(ウ) 違法駐車の取締りに当たっては、交通の妨害性が高い交差点等における駐車違反の取締りを強化するとともに、指定車両移動保管機関の効果的運用によるレッカー移動を積極的に行うなど、重点的・効果的な取締り活動を強力に推進する。なお、放置駐車違反については、公安委員会による指示及び使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。

イ 駐車場等の整備

(ア) 駐車場及び駐車の実態を把握するため、駐車場整備計画調査を推進し、駐車場整備計画の策定を促進するとともに、交通計画、土地利用計画等に応じた適切な駐車対策を行うため、駐車場整備地区の指定を促進し、計画的な駐車場整備を推進する。

また、大規模な建築物に対し駐車場の設置を義務付ける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、融資等の助成措置や税制上の優遇措置を活用した民間駐車場の整備を促進する。この場合、商店街における駐車場及び民間共同荷さばき駐車場の整備についても配意するものとする。

(イ) 都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、有料融資事業（無利子貸付制度）等を活用した公共駐車場整備を推進するとともに、交通安全対策の観点からの駐車場の整備を積極的に推進する。また、幹線道路における短時間の駐車需要に対応する路上駐車施設の整備を推進する。

(ウ) 既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内・誘導システムの整備を推進するとともに、都市空間の有効活用を図るため、道路等公共空間の地下利用による駐車場整備及び立体道路制度を活用した建築物と駐車場の一体的整備を推進する。また、大都市の効外部における交通利便性の向上と都市部の交通混雑緩和のため、パーク・アンド・ライト（鉄道駅等まで自家用車を利用し、駅等の周辺に設けられた駐車場に駐車し、電車等に乗り継ぐ形態）、キス・アンド・ライド（自家用車による鉄道駅等までの送迎）等の普及のための駐車場整備等の環境整備を推進する。

ウ 違法駐車締出し気運の醸成

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、国への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員制度の積極的な活用等により住民の理解・協力を得ながら、違法駐車締出し気運の

醸成・高揚を図る。

(4) その他道路交通環境の整備

ア 道路使用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、極力これを抑制する方針の下に適正な許可を行うとともに、道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図り、特に、地下埋設物の管理について指導監督を強化する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行う。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施行について合理的な調整を図る。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝の整備を推進する。

また、道路空間の有効利用を図るため、電線類を集約して収容するキャブシステムの整備を推進する。

イ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限をする。また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路等との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の強化拡充を図る。

ウ 自転車駐車対策の推進

(ア) 自転車駐車の需要の多い地域を中心に自転車駐車場の整備を推進するため、交通安全施設等整備事業、都市計画街路事業等による自転車等の駐車場整備事業の推進、大量の自転車駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場の設置を義務付ける条例の制定の促進及び自転車駐車場整備センター、日本自転車普及協会等による民営自転車駐車場整備事業の育成を図る。

(イ) 鉄道の駅周辺等における放置自転車問題の解決を図るため、

鉄道事業者がその事業との調整に努め、用地提供について積極的に協力するよう指導し、自転車駐車場の整備を推進するとともに、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車の整理・撤去等の推進を図る。

(ウ) 自転車利用者に対し、その社会的な責任の自覚を求めるため、自転車産業振興協会等の関係団体による道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を支援する。

エ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境作り等を図るため、平成3年度を初年度とする第5次都市公園等整備五箇年計画を策定し、児童公園を始めとする住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。また、都市公園、学校等の各種公共施設を有機的に連絡し、災害時には避難路ともなる縁道の整備を促進する。

さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域を優先的に、主に幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立小学校、中学校及び高等学校の校庭、社会福

祉施設の園庭等の開放の促進を図る。また、付近に適当な遊び場が確保できない場合において、遊戯道路の設置など居住環境の安全性、快適性を確保するために必要な交通規制を行う。

オ 危険物の輸送に関する交通環境の改善等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物運送事業者に対し、関係法令の遵守、乗務員教育等の指導を強化する等、危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。

また、特に、油類にあっては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の改善を図る。

カ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、交通の混乱等を防止するため、車両通行止め等必要な交通規制を行うとともに、う回指示、道路交通に関する情報の提供等の措置を行う。また、これらを迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の振興

自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を